平成２２年（フ）第５４０４号
大阪府吹田市垂水町１丁目８番２号
破産者　髙橋　千絵
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９８３号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目20番32号
破産者　東光こと宝城東吾こと　金　　東吾
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８９号
大阪市平野区喜連２丁目４番28号
破産者　芝本　正彦
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９１９号
大阪府大東市朋来１丁目37番104号
破産者　山岡　啓一
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５８号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番28―609号
破産者　岩川真知代
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１４号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―604号、前住所大阪市生野区田島１丁目14番22号
破産者　弘　　圭介
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５４号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目17番17号
破産者　佐々木　透
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７１号
大阪市西区千代崎３丁目１番48―1404号
破産者　後藤田孝雄
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７７号
大阪府八尾市田井中１丁目197番地　中川英治方、開始決定時住所堺市北区南花田町541―２―505
破産者　平山こと　張　　成實
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３９号
大阪市城東区中浜２丁目16番８号　カーサセレノ503、前住所大阪市中央区日本橋２丁目20番11―702号
破産者　佐々木修身
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１８号
大阪府東大阪市日下町２丁目４番28号
破産者　ヘアーサロン秀こと　和田　秀之
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４６号
大阪府豊中市桜の町３丁目４番14号
破産者　岡　　満里
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６９号
堺市西区上野芝向ヶ丘町３丁６番４号
破産者　河野　　晃
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３９８号
堺市南区晴美台４丁１番９―508号
破産者　松本　　明
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２０２号
堺市南区晴美台４丁１番７―208号
破産者　盛^{2}（モリモリ）こと　辻盛　義三
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１７号
島根県仁多郡奥出雲町上三所151番地、開始決定時の住所広島市佐伯区薬師が丘２丁目４番29号
破産者　藤原　俊也（開始決定時の氏名山本俊也）
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３号
広島市佐伯区藤の木４丁目７番40号
破産者　土川　正幸
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７４号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目14番１号サントアリオ・デ・菊水元町102号
破産者　毛利　悦郎
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０９９号
北海道恵庭市北柏木町１丁目286番地の96
破産者　荒木ゆかり（旧姓西村）
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部